

1 令和3年度当初予算編成の基本的な考え方

(1) 本市の置かれている状況

○ 国及び県内の景気動向

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言などによって、令和2年4～6月の実質GDPが、前期から7.9%の減（年率換算では28.1%の減）となるなど、それまで緩やかな回復傾向にあるとされてきた国内経済の様相が一変する中で、令和3年1月の月例経済報告においては、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる」と前月と同様の基調判断がなされたところです。しかしながら、個人消費については「持ち直しの動きに足踏みがみられる」と、前月の「総じてみれば持ち直している」から判断が引き下げられるなど、本格的な回復基調には至っていない状況であることがうかがえます。

また、県内の景気については、令和3年1月の県内経済情勢報告において、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつある」と全体判断が示されるとともに、個人消費などでも「緩やかに持ち直している」とされています。

○ 国の地方財政計画

令和3年1月に国が示した令和3年度地方財政計画^(※1)では、通常収支に係る全体規模が、歳出の投資的経費の減少などにより1.0%の減とされました。また、自治体が自由に使える一般財源総額については、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において示された、2019年度から2021年度までの3年間については、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの方針に基づいて、地方税が7.0%の減となる中、地方交付税が5.1%の増、臨時財政対策債が74.5%の増、交付団体ベースでは0.4%の増と、令和2年度を上回る水準が確保された内容となっています。

○ 盛岡市の財政見通し等

予算編成に当たって行った令和3年度の財政見通しにおいては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による市税収入の大幅な減収が見込まれるものの、地方交付税や臨時財政対策債については増額が見込まれたところです。一方、歳出では、認定こども園等運営費給付事業や障がい者自立支援事業など社会保障関係経費の増加のほか、臨時財政対策債の償還額の増や小中学校への空調設備整備に係る市債償還の開始による公債費の増などによって、歳入歳出の差引による一般財源の総計において収支不足が見込まれたところです。

また、今後の見通しとしては、消費がコロナ禍以前の水準に戻るには時間がかかるとの見方から、市税収入の回復が遅れることが見込まれますとともに、歳出においては、引き続き社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、新野球場や学校給食センターの整備、公共施設保有最適化・長寿命化計画事業の実施などによる建設事業費の増加や、その後の維持管理に伴う物件費の増加などが見込まれており、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。

※1) 「地方財政計画」とは、毎年度、国が作成する地方公共団体全体の歳入歳出の見込みで、地方公共団体の財政運営の指針となるものです。

(2) 予算編成の基本的な考え方

令和3年度の当初予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症によって、社会経済情勢が大きく変化し、市民生活・市内経済に多大な影響を及ぼしている中、市民の不安を払拭するために、新型コロナウイルス感染症に係る「感染症対策」と「経済対策」に優先的に取り組むとともに、総合計画の目指す将来像である「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」の実現と将来にわたる安定的な財政運営を両立するため、限られた財源の有効活用を最大限図りながら、市民生活に必要なサービス水準の確保につながる経費や、総合計画の各種施策を推進する事業経費の予算化を図ることとし、あらかじめ「予算編成方針」として具体的に次の方針を示した上で、編成作業を進めました。

① 総合査定方式による予算編成

限られた財源を有効に活用するため、より精度の高い予算見積及び調整を図るために、引き続き「総合査定方式」による予算編成を行うこととし、事業経費を「毎年度経常に支出する経費」「総合計画の推進に必要な経費等」「その他の市民生活向上に結び付く経費」へ区分した上で、各々の経費区分毎に予算要求及び調整を行います。

② 新型コロナウイルス感染症に関連して実施する事業

新型コロナウイルス感染症に対し優先的に取り組む「感染症対策」及び「経済対策」は、緊急性や必要性に鑑み、より効果を高める事業の組み立てを行うこととします。

③ 総合計画の推進

市民の誰もがいきいきと暮らし、盛岡のまちに誇りを持てるような都市の実現に向けて、戦略プロジェクト事業を含む総合計画実施計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の、市の喫緊の課題に対応する計画の事業に積極的に取り組むこととします。

④ 必要経費の精査の徹底

必要な事業経費を見積もる際、令和元年度決算等を踏まえながら、「新しい生活様式」の下での内容を十分に精査するとともに、各部等の長は市民視点とコスト意識を持ち、予算編成に責任をもって主体的に事業の見直しや改善を推進します。

⑤ 歳入の確保

市税及び税外収入の適正な賦課、収納率の向上に努めることはもとより、安定的な財政運営を行うには、国庫・県補助金等を積極的に活用するなど、事業構築に当たって歳入の確保を念頭に置くように努めることとします。

⑥ 歳出の削減

限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図る必要があることから、事業目的が達成されたものや事業効果が低いと判断される既存事業は、積極的に廃止又は縮小を行い、事務事業の再構築（スクラップ&ビルド）を図るとともに、「新しい生活様式」の下で効果的な事業実施が見込めない事業にあっては、一時休止も含めて検討することとします。

⑦ 国・県の施策動向への対応

地方行財政に関する制度の見直しや、国が「骨太の方針2020」等をはじめとした国や県の施策動向等を的確に把握するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として新たに設けられる制度の情報収集に努め、適切な対応を図ります。